

中小企業等経営強化法に基づく税制措置（固定資産税の特例）に係る証明書に関するQ&A（JIRA版）

平成29年7月3日

分類	Q	A
申請手順	どうしたら固定資産税の特例を受けることができますか？	税制の特例を受けるためには取得した医療機器（器具備品）が最新モデル（販売会から6年未満）で生産性を年平均1%以上高める設備である事の証明書（工業会による確認）が必要になります。その上で、厚生労働大臣に「経営力向上計画」の提出が必要です。器具備品、建物附属設備、検査工具・測定工具の場合には地域・業種の限定があります。東京都において投資する場合、医療業、社会保険・福祉・介護業は対象外となります。神奈川県において投資をする場合、保健衛生は対象外となります。（業種は標準産業分類の中分類で確認。大分類「P医療、福祉」に含まれる中分類「83医療業、84保健衛生、85社会保険・社会福祉・介護事業」について記載したもの）なお、その他の道府県で投資する場合には対象となります。
申請手順	経営力向上計画はどこに提出するのですか？	医療業を営む業種では厚生労働省になります。 http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701tebiki.pdf
申請手順	同一施設で、それぞれ資産計上する2種類の医療機器を購入し、税制適用申請するため2枚の証明書が必要な場合、手数料は2枚分の6,000円になりますか？	はい、2枚の証明書が必要な時は2枚分の手数料が発生します
対象品目	30万円以上とは消費税を含んでいないとの解釈で良いですか？	購入した事業者（医療機関等）が資産計上した金額が30万円以上であれば対象になります。
対象品目	薬機法で承認・認証されたソフトウェア（医療機器プログラム）については対象になりますか？	申請元の事業者（医療機関等）の資産計上がどのようにされているかで変わります。医療機関が医療機器（器具備品）として申請されるのであれば、対象にはなりません。但し、通常のソフトウェア（70万円以上）として申請される場合には、「情報を収集・分析・指示する機能」を有している場合には対象設備とみなされます。但し、ソフトウェアについては無形減価償却資産であるため、固定資産税の課税対象とはなりません。（ソフトウェアは無形資産なので、申告をする必要はありません。）
対象品目	電子カルテや医療画像情報ネットワークシステム（PACS）はJIRA取り扱い対象品目となりますか	電子カルテやPACSに関しましては薬機法上の医療機器ではありませんのでJIRA対象品目外となり証明書を発行いたしません そのため電子カルテを器具備品の中の事務機器及び通信機器の電子計算機として資産計上するのならば、当該品目対応の認証団体に証明書発行申請を、電子カルテをソフトウェア（情報収集・分析・氏支持機能を有するもの）として資産計上するのであれば、当該品目対応の認証団体に証明書発行申請願います。
対象品目	医療機関等と複数の医療機器を一括契約しましたが証明書は資産計上品目ごとに必要と思いますが、JIRA品目と併せてJIRA品目以外の品目も証明書発行申請の対応をしいけないでしょうか	JIRAはJIRA品目の生産性向上を証明することが責任範囲の基本事項です。JIRA品目以外を対象工業会へ証明書発行申請願います
対象品目	顧客で使用装置をバージョンアップした場合、生産性向上があれば税制適用できますか	事業者がバージョンアップ機器を新たに取得する資産計上であれば対象となります。
対象品目	医療機器の付属品は対象となりますか	本体と付属品が別々の申請の場合、付属品がJIRA品目でない場合は証明できません。
設備要件	「生産性が年平均1%以上向上している」という比較対象は、現在使用している装置でなくて良いのですか？	新しく取得した装置と現在使用している装置での比較の場合、同一企業の装置とは限らないため、現在使用装置を比較対象とはしません。本税制では新しく取得した当該メーカー装置の1世代前と比較して「旧モデル比 生産性年平均1%向上」していることを機器メーカーが責任を持って工業会に提出する証明書に合わせてチェックリストに記載する必要があります。
設備要件	「一定期間（6年未満）に販売されたもの」とは、そのモデルの販売開始が一定期間（6年）以内との解釈で良いですか？	新しく取得した装置については、お客様が取得した時点で販売（発売）開始から6年以内（器具備品については）の新品を指しています。

分類	Q	A
設備要件	「モデル変更に該当しない軽微な変更」であっても一定期間（6年）以内に販売開始したとの解釈が出来ますか？その場合の「1%効率向上の比較対象」は、一変前のモデルで良いですか？	医療機器の場合、薬機法における「一変」で承認・認証を受けた製品は、製品名等の変更がなくても機能が新しくなるため、販売開始から6年未満なら最新モデルとみなします。その場合の一世代前の対象モデルは一変前のモデルとなります。
設備要件	生産性向上比較の計算は購入年度と最新モデルの販売開始時期の差分の年数が分母ですか？	いいえ、最新モデルの販売開始年度と一世代前の販売開始年度の差分の年数を分母で計算してください すなわち（（最新モデル指標X－一世代前モデル指標Y）÷一世代前モデル指標Y）÷（最新モデルの販売開始年度と一世代前の販売開始年度）×100＝生産性向上パーセント
設備要件	設備取得年月日ですが12月の導入予定が1月にずれこみましたが証明書をあらたに取り直しが必要ですか？	最新モデル要件である6年がクリアされているかをJIRAでは判断します。それ以外の税制適用に関しましては中小企業庁もしくは厚生労働省にお問合せをお願いします
設備要件	システム一式の中のあるパーツの性能が向上しており生産性が年平均1%以上向上しているのですがそのパーツの指標で申請してよいでしょうか	パーツの1%以上の生産性向上ではなくシステム全体で1%以上の向上していることが要件です そこでそのパーツ性能によってシステム全体が1%以上向上することが明確ならば（エビデンスがあれば）申請要件をみたしていると思います
事業者	社会保険・社会福祉・介護事業が運営する病院等は対象ではないのですか？	「医療業」とは、日本標準産業分類からみた大分類「P医療・福祉」の中分類に属し、831 病院、832 一般診療所、833 歯科診療所、834 助産・看護業、835 療術業、836 医療に附帯するサービス業等の小分類に分類されます。そして医師又は歯科医師等が患者に対して医業又は医業類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所が分類されており、「医療類似行為」には、法令上では医療行為に含まれませんが、疾病の治療または保健を目的とする行為を指し、マッサージ・指圧療法・鍼灸・柔道整復術などがふくまれています。よって、上記に該当しない事業を営む中小企業者が医療機器を購入した場合には、税制の適用になります。 ご参考URL；日本標準産業分類からみた事業区分 https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shohi/20/09.htm
事業者	動物病院より中小企業経営強化税制のA分類型にも税制適用したい旨の相談を受けました。証明書を発行いただけますか	JIRAは中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例に係る証明書を発行します。産業区分では獣医はサービス業ですが今回国税庁より獣医も医療業との見解が発信されており、経済産業省、中小企業庁もその方針です。税理士、税務署にご確認願います https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/hojin/15/15_01_29.htm
リース	リースで購入した場合には、購入した施設でのメリットはありますか？	通常のリース契約（所有権がリース会社の場合）では、リース会社が固定資産税の特例申請と納税を自治体と行います。リース会社によりますが、固定資産税の減免を踏まえたリース料を設定する場合には、取得した施設のリース料の割引があると思われます。また、所有権を購入者に移転したリース契約の場合には、購入者が自治体と固定資産税の特例申請と納税を行いますので、現金契約同様、固定資産税の減免が受けられます。 ご参考URL；「中小企業経営強化法に基づく固定資産税特例措置の手引き」より抜粋 http://www.leasing.or.jp/toppage/docs/kotei_tebiki.pdf
リース	リースで購入した場合、リース会社から証明書発行申請をJIRAへ提出してよいでしょうか？	いいえ、申請者はJIRA会員全企業、または会員外企業の中の製造販売業者です。当該設備の販売時期、新モデル・旧モデルの判断やその性能の正確な把握が求められるため申請者はJIRA会員全企業、または会員外企業の中の製造販売業者に限ります。リース会社、代理店や子会社等が商流に絡んでいても製造販売業者等からでなければ申請はお受けできません。